

**(総則)**

- 第1条 受注者は、本工事を表記期間内に発注者の発行する指示書により、発注者の指示する日時（以下「指定期日」という。）までに完成しなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、この契約書又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

**(工事の施工)**

第2条 受注者又はその現場代理人は、発注者の指定する監督員のもとに別添仕様書、図面及び内訳書に定められたところにより工事を施工するものとする。

**(監督員)**

- 第2条の2 発注者は、監督員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。
- (1) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
  - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
  - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の確認又は工事材料の試験若しくは検査
- 3 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

**(現場代理人、主任技術者等)**

- 第2条の3 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- (1) 現場代理人
  - (2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項の規定に該当する場合は、監理技術者とし、同条第3項の規定に該当する場合は、専任の主任技術者又は専任の監理技術者とする。ただし、工事が同条第5項の規定にも該当する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者とする。以下同じ。）
  - (3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、

契約代金の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

**(受注者の請求による工期の変更)**

- 第3条 受注者は、天災地変その他やむを得ない事由により指定期日に指示された工事を完成することができないときは、その事由を詳記して期日延期の申出をすることができる。この場合において、発注者はその申出を相当と認めるときは、これを承認することができる。
- 2 前項の申出は、指定期日までにしなければならない。ただし特別の事由がある場合は、この限りでない。

**(権利義務の譲渡等)**

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

**(一括委任又は一括下請負の禁止)**

第5条 受注者は、契約履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。

**(工事材料の品質)**

第6条 受注者の負担する材料は、その使用前に監督員の検査を受け、合格したものでなければ使用することができない。

**(工事の変更)**

第7条 発注者は、必要がある場合には、受注者と協議のうち、この契約の内容を変更することができる。

**(一般的損害)**

第8条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事施工に関して生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰する事由による場合の損害については、この限りでない。

**(第三者に及ぼした損害)**

第9条 受注者は、工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負わなければならない。ただし、発注者の責めに帰する事由による場合においては、発注者がその責めを負うものとする。

**(天災その他不可抗力による損害)**

- 第10条 天災地変その他不可抗力によって工事の既済部分又は工事現場に搬入した検査済工事材料に関して損害を生じたときは、受注者は、事実発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 前項の損害で重大と認められるものであって、受注者が善良な管理者の注意をしたと認められる場合においては、その損害額を認定し、その一部を発注者の負担とすることがある。

**(検査及び引渡し)**

- 第11条 受注者は、指示された工事が完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 受注者から前項の通知を受けたときは、発注者は、そ

の日から14日以内に検査を行い、検査に合格したときにその引渡しを受けるものとする。

- 3 検査に合格しないときは、受注者は、遅滞なくこれを修補し、又は改造し、発注者の検査を受けなければならない。この場合において、前項に規定する期間は、発注者が受注者から修補又は改造を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

**(臨時検査)**

第11条の2 発注者は、不良工事の防止等を目的に工事施工段階での施工体制、安全管理、施行状況等について、必要と認めるとき臨時に検査を行うことができる。

**(代金の支払)**

第12条 受注者は、毎月末以降において、別添単価表により、計算した当該月分の出来高に対する代金の支払を発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の代金を支払請求から30日以内に支払わなければならない。

**(契約不適合責任)**

第13条 発注者は、第11条による引渡しの日から2年間受注者に対して、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、工事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 4 受注者が契約不適合の履行の追完に応じないときは、発注者は、受注者の負担でこれを修補することができる。なお、このために受注者に損害が生じて、発注者は、その賠償の責めを負わない。

**(履行遅延の場合における違約金等)**

第14条 受注者の責めに帰する事由により、指定期日までに指示された工事を完成することができない場合には、受注者は、当該完了日までの遅延日数に応じ、契約金額に当該契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率の割合(年当たりの割合は、じゅん年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。(以下「遅延利息の率の割合」という。))を乗じて得た額に相当する金額を延滞違約金として発注者に納付するものとする。

- 2 前項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これを算入しない。

**(発注者の催告による解除権)**

第15条 受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 指定期日までに履行しないとき、履行の見込みがないと認めるとき、又は正当な事由がなく契約の履行に着手しないとき。
- (2) 第5条に違反したとき。
- (3) 正当な理由なく、第13条第1項に規定する履行の追完がなされないとき。
- (4) 契約の締結又は履行にあたって不正の行為があったとき。
- (5) 前各号のほか受注者がこの契約に違反したことによって、契約の目的を達することができないとき。

**(発注者の催告によらない解除権)**

第15条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第4条の規定に違反し、契約代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却したうえで再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
- (9) 正当な理由がなく、受注者がこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

**(契約が解除された場合等の違約金)**

第15条の3 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前2条の規定により契約を解除されたとき。

- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 前2条により契約解除した場合において、工事の既成部分で検査に合格したものは、発注者の所有とし、発注者は、当該部分に対する工事代金相当額を支払わなければならない。

#### (談合その他不正行為による解除)

第15条の4 発注者は、受注者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は同法第7条の2(同法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (2) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑(法人の場合にあつては、その役員又はその使用人に対する刑)が確定したとき。
- 2 前条第1項及び第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

#### (協議解除)

第16条 発注者は、第15条、第15条の2及び前条の規定によるほか、必要があると認めるときは、受注者と協議のうえ、この契約を解除することができる。

- 2 第13条第4項の規定は、前項により契約解除した場合にこれを準用する。
- 3 前項により発注者の都合によって契約解除した場合は、発注者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

#### (天災地変等不測の事態に基づく代金の変更)

第17条 契約締結後において天災地変等不測の事態に基づく経済情勢の激変によって契約単価が著しく不相当であると認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者は受注者と協議のうえ、契約単価を変更することができる。

#### (賠償金の予定)

第18条 受注者は、第15条の4第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず賠償金として契約単価に予定数量を乗じて得た額の100分の30に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。ただし、第15条の4第1項第2号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、こ

の限りでない。

- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項に規定する額を発注者に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

#### (賠償金等の徴収)

第18条の2 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から代金額支払の日までの日数に応じ、遅延利息の率の割合で計算した額の利息を付した額と、発注者の支払うべき代金額とを相殺し、なお不足があるときは、これを追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数に応じ、遅延利息の率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

#### (相殺)

第18条の3 発注者が受注者に対しこの契約に基づく賠償金若しくは違約金の取立てその他について債権を有するときは、その期日が到来しないものでもこの契約又は、他の契約に係る発注者の支払代金その他債務と相殺するものとし、なお不足があるときは、これを追徴する。

#### (消費税特約)

第19条 この契約の単価金額には、消費税及び地方消費税を含まないものとする。支払請求に際しては、契約単価に基づいて算出した金額に消費税及び地方消費税を加算した金額を支払請求額とする。

#### (補則)

第20条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

#### (暴力団等排除に関する特約条項)

第21条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

#### (情報通信の技術を利用する方法)

第22条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

立川市における契約に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(用語の定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 発注者 立川市をいう。
- (2) 受注者 立川市との契約の相手方をいう。当該相手方が共同企業体であるときは、その構成員すべてを含む。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員等 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 反社会的勢力 暴力団、暴力団員等、暴力団関係企業、総会屋、社会運動又は政治活動を標榜して不正行為を行う者又は団体その他不当要求等の反社会的活動を行う者又は団体をいう。
- (6) 不当要求行為等 次に掲げる行為をいう。
  - ア 暴力行為、脅迫行為又はこれらに類する行為
  - イ 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為
  - ウ 正当な理由なく面会を強要する行為
  - エ 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
  - オ 前各号に掲げるもののほか、作業現場の秩序の維持、安全確保又は作業の実施に支障を生じさせる行為
- (7) 個人又は法人の役員若しくは使用人 個人事業主、法人の代表者、法人の役員（役員として登記又は届出されてないが、実質上経営に関与している者を含む。）、支店若しくは営業所を代表する者又は直接雇用契約を締結している正社員

(受注者が暴力団員等であった場合の発注者の解除権)

第3条 発注者は、受注者が各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 個人又は法人の役員若しくは使用人が暴力団員等であるとき、又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (2) 個人又は法人の役員若しくは使用人がいかなる名義であるかを問わず、暴力団員等に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (3) 個人又は法人の役員若しくは使用人が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団等を利用するなどしていると認められるとき。
  - (4) 個人又は法人の役員若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
  - (5) 個人又は法人の役員若しくは使用人が、下請契約、資材・原材料の購入契約その他自らが行う契約において、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
- 2 受注者が前項各号のいずれかに該当したときは、発注

者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の規定は、この契約の履行が完了した後も5年間適用する。

4 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の請求をすることができる。この場合において、受注者の代表者であった者又は構成員であった者は、当該違約金を連帯して支払わなければならない。

(不当要求等を受けた場合の措置)

第4条 発注者及び受注者は、警察と連携し、この契約に関与又は介入しようとする反社会的勢力を排除するために必要な情報交換、調査協力等を行うものとする。

(不当要求行為等を受けた場合の措置)

第5条 受注者は、この契約の履行に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に関して不当要求行為等を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。
  - (2) 下請業者又は工事関係業者（以下「下請業者等」という。）が不当要求行為等を受けたときは、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請業者等を指導すること。下請業者等から報告を受けたときは、速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。
  - (3) 受注者が下請業者等と契約を締結する場合は、当該契約において第3条第1項及び第5条第1項と同様の内容を規定しなければならない。
- 2 受注者が前項に規定する報告、届出等を怠ったときは、発注者は、必要に応じて契約解除、参加停止、違約金の請求など必要な措置を講じることができる。下請業者等が報告を怠った場合も同様とする。
- 3 第3条第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。